

広島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、北広島町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十一年一月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
川小田集落センター	山県郡北広島町川小田三八八番地一	平成二〇年二月二五日
からしる館	山県郡北広島町宮迫三八六番地二一	平成二〇年二月二五日